

◎新潟県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成31年1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の所在及び名称
新発田市乙次281番地2
豊浦郷土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区の所在及び名称
新発田市則清623番地
佐々木土地改良区
- 3 認可年月日
平成31年1月25日